

委 託 設 計 書

課 長	係 長	照 査	設 計

令和 8年度

設計年月 令和 8年 7月

工期 令和 9年 2月12日

委 託 名 鳥羽 工業用テレビ点検整備委託(その2)

委 託 場 所 京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1
京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

委 託 料 金	円	委 託 価 格	円
		消費税及び	
		地方消費税相当額	円

内 訳 書 （ 総 括 ）

（ １ / １ ）

委 託 名	鳥羽 工業用テレビ点検整備委託(その２)							
費 目	工 種	種 別	単 位	数 量	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
委託料								
	電気設備工							
		直接費	式	1				
		直接経費	式	1				
		間接費	式	1				
		諸経費	式	1				
委託価格								
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1				
委託料計								

内 訳 書

(1 / 3)

委託名	鳥羽 工業用テレビ点検整備委託(その2)								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
委託料									
直接費									
	材料費		式	1					
	計								[材料費]
	一般労務費		式	1					
	電気設備工		式	1					
	計								[労務費]
	直接費計								直接費
直接経費									

内 訳 書

(2 / 3)

委託名	鳥羽 工業用テレビ点検整備委託(その2)								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
	廃材処分費		式	1					
	廃材運搬費		式	1					
	直接経費計								直接経費
間接費									
	間接費		式	1					
	間接費計								間接費
計（委託原価）									
諸経費									
	諸経費		式	1					

内 訳 書

(3 / 3)

委託名	鳥羽 工業用テレビ点検整備委託(その2)								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
	諸経費計								諸経費
委託価格									
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1					
委託料計									

令和08年度

鳥羽 工業用テレビ点検整備委託(その2)

特 記 仕 様 書

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1

京都市上下水道局下水道部 鳥羽水環境保全センター水処理第1課

第 1 章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、表記委託に適用する。

2 用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

- (1) 指示とは、総括監督員、主任監督員又は担当監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、その委託業務の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。
- (4) 設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称していう。

3 委託業務の履行

本委託は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に業務を履行しなければならない。

4 疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上定める。

5 法規の遵守

受注者は委託業務に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して委託を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行なわなければならない。

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 京都市上下水道局契約規程 | (5) 建設業法 |
| (2) 労働基準法 | (6) 建築基準法 |
| (3) 労働安全衛生法 | (7) 電気事業法 |
| (4) 下水道法 | (8) その他関係法令、例規等 |

6 書類の提出

受注者は、工事関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

なお、様式及び提出部数については、監督員の指示によるものとする。また、契約後、区分紙を挿入した提出書類用ファイルを作成し、速やかに提出すること。

7 現場代理人等

- (1) 受注者又は当局の承諾を得た代理人は、委託期間中現場に常駐して指揮に当たらなければならない。ただし、現場代理人の委託現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認めた場合には、常駐を要しないこととすることができる。
- (2) 現場代理人等を不適当と認めるときは、これを交代させることがある。

8 適用規格

委託の適用規格は次の各号のとおりとする。

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 日本産業規格(JIS) | (5) 日本電機工業会標準規格(JEM) |
| (2) 日本下水道協会規格(JSWAS) | (6) 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC) |
| (3) 日本水道協会規格(JWWA) | (7) 電気設備に関する技術基準 |
| (4) 機械学会設計基準 | (8) その他関係規格及び基準 |

9 励行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止・火気厳禁・使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

10 指示・承諾

次の各号に挙げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 委託の施行順序・方法・工程 | (3) 既設の機器設備の運転・停止に関すること |
|-------------------|-------------------------|

(2) 委託に使用する仮設物

1 1 関係監督官庁への許認可申請等

- (1) 法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。

1 2 納入材料及び機器

- (1) 委託業務において納入する材料及び機器は、すべて未使用の製品を用いること。品質又は品名等が明示されていないものを納入するときは、監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 委託現場に納入する材料及び機器は、すべて監督員の確認を受けること。この手続きを怠り、監督員が不適当と認めたときは、使用後であってもこれを適当品と取り替えなければならない。

1 3 電力及び雑用水

委託業務に必要な電力及び雑用水は、場内の別に指定する位置より支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、当局は支給を止めることができる。

1 4 既設構造物の保護

委託業務に当たって、受注者は地上及び地下の既設物その他に支障を及ぼさないように、防護措置をとらなければならない。

1 5 運搬及び保管

- (1) 破損等のないように入念に荷造りし、発着後の整理保管には十分に注意を払うこと。
- (2) 各種材料機器の発送に当たっては、発送人名と受取るべき受注者名及び表記委託名を明確に記し、荷受に当たっては受注者が責任をもって処置すること。荷受すべき受注者不在のときは原則として日時を改めるものとする。なお、下請人が直接発送するときは、必ず受注者名を明記すること。

1 6 委託現場発生品

受注者は、委託業務によって生じた現場発生品（発注者への返納品等）について、現場発生品の調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1 7 建設副産物の適正処理について

発生品のうち、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、そのA票、B 2票、D票等の写しを監督員に提出すること。

なお、管理票は委託完了後から、5年間保存しなければならない。

1 8 安全管理

- (1) 受注者は委託業務に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。
- (2) 受注者は委託業務に当たり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安全で円滑な施行を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、委託業務の安全施行の確保に必要なかつ十分な安全管理体制を組織すること。
- (4) 受注者は自己の従業員はもちろんのこと、下請関係者等を含めた委託業務関係者全員に安全管理について周知徹底させること。
- (5) 受注者は、委託作業中における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。
- (6) 受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。

1 9 受注者の負担

次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

- (1) 軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施行上並びに完了後の運転維持管理上欠くことのできない材料及び作業
- (2) 各検査・試験及び写真撮影
- (3) 委託の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力
- (4) 現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去
- (5) 委託期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理
- (6) 関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

20 施設停止及び他委託等との競合

受注者は委託業務に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施行すること。また、他委託等と競合する場合は監督員が施行期間の指定をする場合がある。

21 段階確認

受注者は、試運転時及びその他監督員が求める施工段階において、段階確認を受けなければならない。

22 完了検査

- (1) 委託業務が完了すれば、受注者は直ちに現場内を清掃整理のうえ、下検査を行った後、当局の完了検査を受けなければならない。
- (2) 完了検査に当たって、監督員の指示がある場合は受注者が立ち会うこと。
- (3) 検査の結果、不合格の箇所があったとき、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

23 保証・契約不適合

- (1) 完了検査合格後、一年以内に天災その他不可避的な事故によらないで、委託目的物に欠陥・不備が発見されたときは、当局が指定する期間内に、受注者の負担において補修を行わなければならない。
なお、当該箇所は補修後検査を受け、更に検査合格後一年の保証を行わなければならない。上記の期間を越える場合においても、受注者はその契約不適合責任を免れることはできない。
- (2) 受注者が前項に規定する義務を履行しないときは、当局は受注者の負担において、第三者にこれを履行させることができる。

24 損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施行時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

25 委託写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真の大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はA4版を標準とし、表紙には契約年度、委託件名、受注者名、期間等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、A4版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで5年間程度劣化が生じないものであることとする。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の 小黑板情報電子化についての一部改定について」（令和5年3月15日付け国技建管 第6号）に基づき実施しなければならない。

26 雑則

- (1) 受注者は委託業務に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 本仕様書の第2章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第1章に優先する。
- (3) 水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した委託業務に努めなければならない。
- (4) 受注者は委託業務に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

第2章 細則

1 委託概要

本委託は、鳥羽水環境保全センター内に設置されている工業用テレビ(以下 ITV)の機能維持を図るため、定期点検整備を行うものである。

2 委託期限

令和9年2月12日(金)とする。

3 委託場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1

京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

4 提出書類

第1章総則第6項のとおりとする。ただし、次の提出書類については以下のとおりとする。

(1) 点検整備報告書	(全課)	1部
(2) 点検整備報告書	(水処理第2課)	1部
(3) 点検整備報告書	(汚泥処理課)	1部
(4) 整備写真	(全課)	1部
(5) 整備写真	(水処理第2課)	1部
(6) 整備写真	(汚泥処理課)	1部
(7) 完成通知書		3部

5 委託対象機器

別紙1、2を参照すること。

6 委託内容

本委託は、鳥羽水環境保全センター内に設置されている ITV の機能維持を図るため、定期点検整備を行うものである。委託対象機器について、以下の項目に従い点検整備を実施し、その結果に基づき適切な処置を施すこと。

なお、点検回数は年1回とする。

(1) 固定カメラ・複合一体型カメラ・照明装置

ア カメラ・照明装置の点検・清掃

(2) 監視卓(ITV 制御盤、遠隔制御器、カメラ操作パソコン、モニタ)

ア 各種スイッチ及び各リレー類の点検

イ 表示ランプ類及び電源電圧の点検

ウ 監視卓内の清掃

- エ HUB・メディアコンバーターの目視動作確認
- オ 各種ファン・フィルタの点検・清掃
- カ モニタの清掃
- キ カメラ等各機器の動作確認による総合試験
- (3) デジタルレコーダー・ネットワークレコーダー(水処理第2課除く)
 - ア 映像記録動作の確認
 - イ システムログの確認
 - ウ 機器筐体及び内部の清掃
- (4) インターホン
 - ア 動作確認
 - イ 通話確認、音量調整
 - ウ 各部清掃

7 交換品

- (1) 以下の機器を納入し、交換を行うこと。それに伴うカメラ操作ソフト導入・設定等、必要な整備も行うこと（同等品以上とする）。

・カメラ操作パソコン（水処理第2課：名称 PC 3） 1 台

仕様	
OS	Microsoft 社製 Windows 11 (Professional Edition 64bit)
CPU	Core i7 2.8GHz 以上
HDD	500GB 以上
メインメモリ	16GB 以上
ビデオ	1920×1080 32bit／3840×1080 32bit (デュアルモニタ使用時)
ネットワーク	1000BASE-T
映像出力	VGA・HDMI、各 1 ケ以上
シリアルポート USB ポート PCIe1.1	1 ケ以上
カメラ操作ソフト	ネットワークビューワ NR-SW6100
モニタ	水処理第2課：27 型以上

- (2) デジタルレコーダー・ネットワークレコーダー用消耗品を交換し、必要な整備も行うこと。

・NR-5200 用冷却ファン（水処理第1課） 1 台

- (3) モニタを交換し、必要な調整を行うこと。

・ネットワークマルチビューワ用モニタ（水処理第1課） 1 台

設置場所：中央監視室（43 型以上、HDMI 接続）

8 現場発生品処理

本委託において発生した廃材は、受注者の責任において集積・運搬し、関係諸法規を遵守して処分すること。また、廃材受入業者が発行する伝票等を整理し、廃材が完全に処分されたことが確認できるようにすること。

9 雑則

- (1) 交換したモニタは監督員の指示により予備品扱いまたは廃材処分とする。予備品とした場合は、過去に予備品扱いしていた交換済みモニタを同数台廃材処分とすること。
- (2) 本作業の主任技術者は、当該点検機器の構造、取扱いに十分な技術を有する者を選任するとともに、作業員についても経験のある者を派遣すること。
- (3) 点検整備作業の実施にあたっては、本設備の監視制御、施設の管理運用に及ぼす影響を最小限にとどめるよう、監督員と十分に打合せを行うこと。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項であっても、設備の管理運転上当然必要な点検、整備、調整は全て行うこと。
- (5) 点検の結果、不良箇所が発見された場合は速やかに報告するとともに、適切な処置を施すこと。
- (6) 本委託期間中に設備の異常が発生し監督員の連絡を受けた場合は、直ちに担当技術者を派遣し、迅速に対処すること。

別紙 1 ITV等仕様一覧表（取消線のある機器は点検整備対象外）

水処理第1課（三菱製）

機器名称		型式	数量	備考
複合一体カメラ			2 2 台	内訳：別紙2参照
監視卓	カメラ操作パソコン PC1～3		3 台	ネットワークビューワ (NR-SW6100[三菱製]) を含む
	ネットワーク マルチビューワ	NV-6000	2 台	マザーボード電池 (CR2032) 各1個 吸気用ファン 各1台
	モニタ	TV-43W90A	1 台	PC1用
		LCD-40ML8H	3 台	PC2、PC3、マルチビューワ (調整課) 用
		TH-43MX900	1 台	マルチビューワ (1課中央監視室) 用
	PoEHUB	24ポート	1 台	
		8ポート	3 台	
		4ポート	1 0 台	
	メディア コンバーター	DN5810GE DN5810WG3E	5 組 3 組	2～550m 2～2000m
ネットワークレコーダー		NR-6140	1 台	内蔵HDD 1TB × 4台 冷却ファン 2台
		NR-5200	1 台	冷却ファン 2台
インターホン			1 式	親機 (VL-467LK) [National 製] 1台 子機 (VL-593) [National 製] 2台

水処理第2課（三菱製）

機器名称		型式	数量	備考
複合一体カメラ			3 7 台	内訳：別紙2参照
監視卓	ITV制御盤		1 面	
	カメラ操作パソコン PC1～4		3 台	ネットワークビューワ (NR-SW6100[三菱製]) を含む 本点検整備での交換品除く
	モニタ	TH-43MX900	1 台	PC1用
		273V7QDAB/11	2 台	PC2、PC4用
		XUB2790HS-B1		PC3用 本点検整備での交換品除く
		LCD-40LB8-SL	1 台	デジタルレコーダー用
	SW-HUB	48ポート	1 台	
	PoEHUB	12ポート	3 台	
		8ポート	6 台	
		4ポート	2 台	
	メディア コンバーター	DN-1800GE DN-1800G II E	8 組 1 組	2～550m 2～2000m
デジタルレコーダー		NR-5280	1 台	
インターホン			1 式	親機 (IE-8MD) 1台
				子機 (IE-JA) 2台

汚泥処理課（三菱製）

機器名称		型式	数量	備考
複合一体カメラ			1 台	内訳：別紙2参照
固定カメラ				
監視卓	カメラ操作パソコン PC1～3		3 台	ネットワークビューワ (NR-SW6100[三菱製]) を含む
	モニタ	273V7QDAB/11	4 台	PC1、PC2、PC3、2課2係中央監視室用
	SW-HUB	48ポート	1 台	
	PoEHUB	16ポート	1 台	
		4ポート	1 台	
	メディア コンバーター	DN5810GE	2 組	2～550m
	同軸HDMI コンバーター	CRO-U112TX	1 組	
ネットワークレコーダー		NS-1850	1 台	内蔵HDD 2TB × 2台 冷却ファン 2台
インターホン			1 式	親機 (IE-8MD) 1台
				子機 (IE-1A) 2台

別紙2 カメラ一覧表（取消線のある機器は点検整備対象外）

水処理第1課

記号	名称（設置場所）	機器名称	型式	ケース	照明装置	備考
1-1	ポンプ棟屋上	複合一体型カメラ	NC-6500	○		
1-2	第1機械棟地下	〃	〃	○		
1-3	スクリーンかすビット	〃	〃	○		
1-4	第1管理棟屋上	〃	〃	○		
1-5	5CD中間ゲート	〃	〃	○		
1-6	予備					点検対象外
1-7	自家発電機室	複合一体型カメラ	NC-6500			
1-8	北門	〃	〃	○	○	
1-9	沈砂池A-1	〃	〃	○		
1-10	沈砂池A-2	〃	〃	○		
1-11	沈砂池A-3	〃	〃	○		
1-12	初沈管廊（地下3階）	〃	〃	○		
1-13	放流渠	〃	〃	○	○	
1-14	砂ろ過管廊（地下2階）	〃	〃			
1-15	終沈管廊（地下3階）	〃	〃			
1-16	ポンプ室	〃	〃	○		
1-17	水処理棟通路（1階）	〃	〃			
1-18	ブロワ室（中）	〃	〃	○		
1-19	水処理棟屋上	〃	〃	○		
1-20	沈砂池B-1	〃	〃	○		
1-21	沈砂池B-2	〃	〃	○		
1-22	D系雨水滞水池	〃	P-5655-E	一体型		
1-23	塩素混和池	〃	〃	一体型		

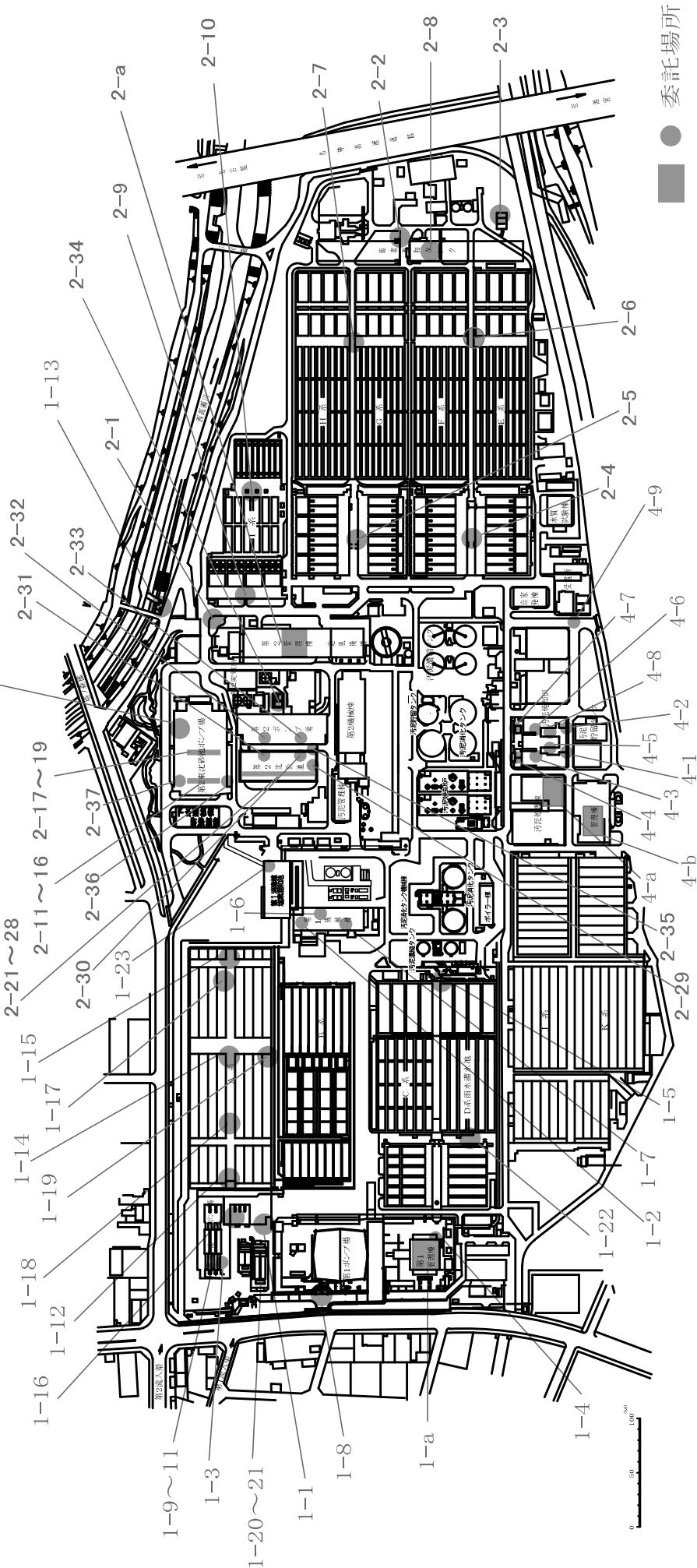
水処理第2課

記号	名称（設置場所）	機器名称	型式	ケース	照明装置	備考
2-1	東2号門（屋外）	複合一体型カメラ	MC-9520	○	○	
2-2	南門・最終沈殿池	〃	〃	○		
2-3	サージタンク（屋外）	〃	〃	○		
2-4	EF初沈（屋外）	〃	NC-6500	○	○	
2-5	GH初沈（屋外）	〃	〃	○	○	
2-6	EF終沈（管廊）	〃	〃	○		
2-7	GH終沈（管廊）	〃	〃	○		
2-8	塩素滅菌室	〃	〃	○	○	
2-9	I初沈（管廊）	〃	〃	○	○	
2-10	I終沈（管廊）	〃	〃	○	○	
2-11	E-1粗目スクリーン	〃	〃	○	○	
2-12	E-2粗目スクリーン	〃	〃	○	○	
2-13	E-3粗目スクリーン	〃	〃	○	○	
2-14	E-4粗目スクリーン	〃	〃	○	○	
2-15	E-5粗目スクリーン	〃	〃	○	○	
2-16	E-6粗目スクリーン	〃	〃	○	○	
2-17	E-1沈砂池	〃	〃	○	○	
2-18	E-2沈砂池	〃	〃	○	○	
2-19	E-3沈砂池	〃	〃	○	○	
2-20	原動機室	〃	〃	○		
2-21	A1粗目スクリーン	〃	〃	○	○	
2-22	A2粗目スクリーン	〃	〃	○	○	
2-23	B1粗目スクリーン	〃	〃	○	○	
2-24	B2粗目スクリーン	〃	〃	○	○	
2-25	C1粗目スクリーン	〃	〃	○	○	
2-26	C2粗目スクリーン	〃	〃	○	○	
2-27	D1粗目スクリーン	〃	〃	○	○	
2-28	D2粗目スクリーン	〃	〃	○	○	
2-29	No.1スクリーンかすコンベア	〃	〃	○	○	
2-30	AB揚砂機	〃	〃	○	○	
2-31	CD揚砂機	〃	〃	○	○	
2-32	ポンプ室1F	〃	〃	○		
2-33	ポンプ室B3F	〃	〃	○		
2-34	第2ポンプ場6ゲート	〃	MC-9520	○	○	
2-35	スクリーンかすバイパス	〃	NC-6500	○	○	
2-36	E-1,3スクリーンかすコンベア	〃	〃	○	○	
2-37	Eスクリーンかす破砕機	〃	〃	○	○	

汚泥処理課

記号	名称（設置場所）	機器名称	型式	ケース	照明装置	備考
4-1	1号炉内	BOX型固定カメラ	NC-7020	＝体型		点検対象外
4-2	2号炉内	＝	＝	＝体型		点検対象外
4-3	1号乾燥ケーキ集合コンベア	＝	＝	＝体型		点検対象外
4-4	1号脱水ケーキパンカ	複合＝体型カメラ	NC-6500	○		点検対象外
4-5	1号廃熱ボイラレベル	BOX型固定カメラ	NC-7020V8	＝体型		点検対象外
4-6	2号乾燥ケーキ集合コンベア	＝	NC-7020	＝体型	○	点検対象外
4-7	2号脱水ケーキパンカ	複合＝体型カメラ	NC-6500	○	○	点検対象外
4-8	2号廃熱ボイラレベル	BOX型固定カメラ	NC-7020V8	＝体型		点検対象外
4-9	西2号門	複合＝体型カメラ	NC-6500	○	○	

鳥羽水環境保全センター一般平面図



記号	課	名称(設置場所)	記号	課	名称(設置場所)	記号	課	名称(設置場所)	記号	課	名称(設置場所)
1-1	1課	ポンプ棟屋上	1-15	1課	最終管廊(地下3階)	2-1	2課	東2号門(屋外)	2-20	2課	原動機室
1-2	"	第1機械棟地下	1-16	"	ポンプ室	2-2	"	南門・最終沈殿池	2-21~28	"	A1~D2組目スクリーン
1-3	"	スクリーンかすびット	1-17	"	水処理棟通路(1階)	2-3	"	サージタンク(屋外)	2-29	"	No.1スクリーンかすびットコンベン
1-4	"	第1管理棟屋上	1-18	"	プロパ室(中)	2-4	"	E1初沈(屋外)	2-30~31	"	AB・CD揚砂機
1-5	"	5CD中間ゲート	1-19	"	水処理棟屋上	2-5	"	G1初沈(屋外)	2-32	"	ポンプ室1F
1-6	"	予備	1-20~21	"	沈砂池B-1~2	2-6	"	E1終沈(管廊)	2-33	"	ポンプ室B3F
1-7	"	自家発電機室	1-22	"	D系雨水排水池	2-7	"	G1終沈(管廊)	2-34	"	第2ポンプ場6ゲート
1-8	"	北門	1-23	"	塩素混和池	2-8	"	塩素滅菌室	2-35	"	スクリーンかすびットバス
1-9~11	"	沈砂池A-1~3	1-a	"	1課中央監視室 ・監視卓(操作PC) ・ネットワークセンター ・インターホン 調整課事務所 ・マルチビューワ、モニタ	2-9	"	1初沈(管廊)	2-36	"	E-1,3スクリーンかすびットコンベン
1-12	"	初沈管廊(地下3階)				2-10	"	最終管廊	2-37	"	Eスクリーンかすびット機
1-13	"	放流渠				2-11~16	"	E-1~6組目スクリーン	2-a	"	2課E系中央監視室 ・監視卓(操作PC) ・ネットワークセンター ・インターホン データロガ ・ITV制御盤
1-14	"	砂ろ過管廊(地下2階)				2-17~19	"	E-1~6沈砂池	4-1		

記号	課	名称(設置場所)	記号	課	名称(設置場所)	記号	課	名称(設置場所)	記号	課	名称(設置場所)
2-10	"	1課中央監視室 ・監視卓(操作PC) ・ネットワークセンター ・インターホン 調整課事務所 ・マルチビューワ、モニタ	4-1			4-2			4-7		
2-11~16	"	E-1~6組目スクリーン	4-3			4-4			4-8		
2-17~19	"	E-1~6沈砂池	4-a			4-5			4-9		
			4-b			4-6			2-5		
			2-29			2-30			2-6		
			2-31			2-32			2-7		
			2-33			2-34			2-8		
			2-35			2-36			2-9		
			2-37			2-38			2-10		
			2-39			2-40			2-11		
			2-41			2-42			2-12		
			2-43			2-44			2-13		
			2-45			2-46			2-14		
			2-47			2-48			2-15		
			2-49			2-50			2-16		
			2-51			2-52			2-17		
			2-53			2-54			2-18		
			2-55			2-56			2-19		
			2-57			2-58			2-20		
			2-59			2-60			2-21		
			2-61			2-62			2-22		
			2-63			2-64			2-23		
			2-65			2-66			2-24		
			2-67			2-68			2-25		
			2-69			2-70			2-26		
			2-71			2-72			2-27		
			2-73			2-74			2-28		
			2-75			2-76			2-29		
			2-77			2-78			2-30		
			2-79			2-80			2-31		
			2-81			2-82			2-32		
			2-83			2-84			2-33		
			2-85			2-86			2-34		
			2-87			2-88			2-35		
			2-89			2-90			2-36		
			2-91			2-92			2-37		
			2-93			2-94			2-38		
			2-95			2-96			2-39		
			2-97			2-98			2-40		
			2-99			2-100			2-41		
			2-101			2-102			2-42		
			2-103			2-104			2-43		
			2-105			2-106			2-44		
			2-107			2-108			2-45		
			2-109			2-110			2-46		
			2-111			2-112			2-47		
			2-113			2-114			2-48		
			2-115			2-116			2-49		
			2-117			2-118			2-50		
			2-119			2-120			2-51		
			2-121			2-122			2-52		
			2-123			2-124			2-53		
			2-125			2-126			2-54		
			2-127			2-128			2-55		
			2-129			2-130			2-56		
			2-131			2-132			2-57		
			2-133			2-134			2-58		
			2-135			2-136			2-59		
			2-137			2-138			2-60		
			2-139			2-140			2-61		
			2-141			2-142			2-62		
			2-143			2-144			2-63		
			2-145			2-146			2-64		
			2-147			2-148			2-65		
			2-149			2-150			2-66		
			2-151			2-152			2-67		
			2-153			2-154			2-68		
			2-155			2-156			2-69		
			2-157			2-158			2-70		
			2-159			2-160			2-71		
			2-161			2-162			2-72		
			2-163			2-164			2-73		
			2-165			2-166			2-74		
			2-167			2-168			2-75		
			2-169			2-170			2-76		
			2-171			2-172			2-77		
			2-173			2-174			2-78		
			2-175			2-176			2-79		
			2-177			2-178			2-80		
			2-179			2-180			2-81		
			2-181			2-182			2-82		
			2-183			2-184			2-83		
			2-185			2-186			2-84		
			2-187			2-188			2-85		
			2-189			2-190			2-86		
			2-191			2-192			2-87		
			2-193			2-194			2-88		
			2-195			2-196			2-89		
			2-197			2-198			2-90		
			2-199			2-200			2-91		
			2-201			2-202			2-92		
			2-203			2-204			2-93		
			2-205			2-206			2-94		
			2-207			2-208			2-95		
			2-209			2-210			2-96		
			2-211			2-212			2-97		
			2-213			2-214			2-98		
			2-215			2-216			2-99		
			2-217			2-218			2-100		
			2-219			2-220			2-101		
			2-221			2-222			2-102		
			2-223			2-224			2-103		
			2-225			2-226			2-104		
			2-227			2-228			2-105		
			2-229			2-230			2-106		
			2-231			2-232			2-107		
			2-233			2-234			2-108		
			2-235			2-236			2-109		
			2-237			2-238			2-110		
			2-239			2-240			2-111		
			2-241			2-242			2-112		
			2-243			2-244			2-113		
			2-245			2-246			2-114		
			2-247			2-248			2-115		
			2-249			2-250			2-116		
			2-251			2-252			2-117		
			2-253			2-254			2-118		
			2-255			2-256			2-119		
			2-257			2-258			2-120		
			2-259			2-260			2-121		
			2-261			2-262			2-122		
			2-263			2-264			2-123		
			2-265			2-266			2-124		
			2-267			2-268			2-125		
			2-269			2-270			2-126		
			2-271			2-272			2-127		
			2-273			2-274			2-128		
			2-275			2-276			2-129		
			2-277			2-278			2-130		
			2-279			2-280			2-131		
			2-281			2-282			2-132		
			2-283			2-284			2-133		
			2-285			2-286			2-134		
			2-287			2-288			2-135		
			2-289			2-290			2-136		
			2-291			2-292			2-137		
			2-293			2-294			2-138		
			2-295			2-296			2-139		
			2-297			2-298			2-140		
			2-299			2-300			2-141		
			2-301			2-302			2-142		
			2-303			2-304			2-143		
			2-305			2-306			2-144		
			2-307			2-308			2-145		
			2-309			2-310			2-146		
			2-311			2-312			2-147		
			2-313			2-314			2-148		
			2-315			2-316			2-149		
			2-317			2-318			2-150		
			2-319			2-320			2-151		
			2-321			2-322			2-152		
			2-323			2-324			2-153		
			2-325			2-326			2-154		
			2-327			2-328			2-155		
			2-329			2-330					